

札障第 988 号
令和 2 年（2020 年）5 月 29 日

各 放課後等デイサービス事業所
管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

放課後等デイサービスの基本報酬の取扱いについて

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に多大なる御協力を賜り、また、今般の新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り御礼申し上げます。

さて、本年 6 月以降、複数の時間帯や登校日の設定による登校（以下「分散登校等」という。）により、札幌市を含む北海道内の小・中学校等が再開する予定となっております。

つきましては、分散登校等が実施されている間の放課後等デイサービスの基本報酬については、下記のとおり取り扱っていただきますよう、お願いいたします。

記

1 放課後等デイサービスの基本報酬の取扱い

分散登校等が実施されている間は、学校休業日の基本報酬単価により請求することとする。

2 留意事項

学校休業日単価の取扱いの適用を終了する場合は、別途通知いたします。

3 添付資料

「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その 2）」（令和 2 年 5 月 28 日事務連絡）・・・別添

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市障がい福祉課 給付管理係
TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181
E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp